

平成29年度第3回平塚市入札監視委員会会議録

開催日時	平成30年3月26日(月)午後2時00分～午後4時00分
開催場所	平塚市役所本館 2階 218会議室
出席委員	諸坂 佐利 委員長 守屋 和徳 委員 中込 光一 委員 梶田 佳孝 委員
事務局	契約検査課、循環型社会推進課、危機管理課、道路管理課、下水道整備課
傍聴者	なし

開会 諸坂委員長の進行で開会する。

議題1 入札・契約手続の運用状況について

【事務局より、現時点での指名停止の状況や、総務部契約検査課において手続きを行ったすべての入札及び随意契約のうち、平成29年11月1日から平成29年12月15日までに入札公告が行われた案件及び、平成28年度に平塚市で執行された契約金額1千万円以上の委託及び物品購入の案件について、契約金額、落札率、などを説明した。】

委員：指名停止措置を受けている2者について、2者とも幹部が逮捕されたという状況で、特に有罪が確定したわけではないと思うが、それだけで指名停止措置の対象となるものなのか。

事務局：「平塚市一般競争入札参加停止及び指名停止等措置要領」において、独占禁止法違反の場合は、「代表役員等、一般役員等又は使用人が公正取引委員会から刑事告発されたとき又は逮捕されたとき」に停止措置を行うこととされている。同じく同要領にて、「当該事案について責を負わないことが明らかになったと認められたとき」は停止措置を解除することとなっている。

対応については自治体ごとに決めてるため、委員が仰るような考えのもと停止措置を行っていない自治体もあるが、国交省も停止措置の検討をしていることや、神奈川県が先だって既に停止措置を行ったことを踏まえ、平塚市としても停止措置を行ったところである。

委員：同じく指名停止関連の質問になるが、この停止措置を行ったことで実務的な影響はあったのか。

事務局：まず、停止措置を行ったからと言っても、現行で締結しているの契約が解除となるわけではないので、そのあたりの影響についてはまったくない。今後新たに行われる入札・契約という部分に関しても、半年間という長期の停止措置となることから、庁内で今後行われる大規模事業等の所管課に影響を確認したが、特に直接的な影響はないということであった。

委員長：ほかに質問がなければ議題2 抽出案件の審議に移りたいと思います。

議題2 抽出案件の審議

委員長：それでは今回の抽出をされた中込委員から抽出理由を説明願います。

委員：（審議案件抽出理由説明書のとおり）

（１）平塚市不燃ごみ及び有害ごみ収集運搬業務委託

抽出理由：公募型プロポーザル方式にした理由、応募事業者数、公募型プロポーザル方式での決定過程、競争性を確認するため

委員長：それでは案件の審議に入ります。審議案件について事務局から概要等の説明をしてください。

【循環型社会推進課からプロポーザルの概要、業務の概要などを説明】

【契約検査課から随意契約の経過などを説明】

委員：公表されていた結果を見ると２者が掲載されているが、実際の応募は何者だったのか。

事務局：応募数も２者である。

委員：この２者の合計評価点の差というのは、大まかに言うとうる部分で生じているのか。

事務局：プロポーザルの２次審査に加算点の評価項目があり、その中でも特に運営体制・事業実施計画に関しては加算係数も高く、配点の大きい部分であった。この部分において、落札業者である(株)クリーンサービスの方が秀でていたというところに尽きるのではないかと考える。

委員：評価項目の中に価格点はあったのか。

事務局：価格点も２次審査の評価項目に含まれており、２次審査の合計配点４００点のうち、１００点は参考見積による価格点である。

委員：その時点で落札者が提示した参考見積価格で契約したという理解で良いか。

事務局：その時点の参考見積価格よりも、契約金額は若干増えている。理由としては、受託候補者として選定された後の随契交渉の中で、もともといただいていた提案内容に加え、発注者側からももう少し追加でお願いする部分があったためである。

委員：具体的にどのような業務内容を追加したのか。また、その業務プロポーザルの公告時点では予期しえなかったようなものなのか。

事務局：今回の事業には、ごみステーションに不法投棄された物についての対策業務のようなものも含まれるが、今後関連する条例改正が行われることを見越して、その部分での追加業務を少しお願いしたような形である。

委員：業務内容の追加によって増額した金額はそこまで大きくはないようだが、やはりプロポーザルによって事業者が特定された後に追加するというのは、後出しのような気がして違和感を覚えてしまう。

事務局：プロポーザル方式の基本的な考え方としては、プロポーザルによって特定するのは、あくまでも提案者(随意契約の相手方)であり、その特定された者と業務内容のすり合わせを行い、最終的に決定した仕様書に対して提案者が提示した見積金額によって契約決定となる。そのため、今回のようなケースはまったく間違ったやり方ではない。

委員：契約期間が3年間となっている理由を伺う。初めて実施する業務だからということか。

事務局：仰るとおりである。最初から契約期間を長くしすぎると、何かあった際の影響も大きくなってしまふことを懸念し、まずは3年間という契約期間とした。

委員：これまでは市の直営で同事業を行っていたとのことであるが、ここで民間事業者に委託して一年経ったところで、これまでのところどのような評価を得ているのか。

事務局：当該受注者は、扇風機や炊飯器等の、これまでは破碎して焼却したり埋め立てたりしていた、ある程度大き目な小型家電であっても、ごみステーションからピックアップして都内の認定業者に有価で引き渡しており、特にその点で評価を得ている。また、市民のごみの出し方についてはこれまでと変わらないし、現在のところ直接の苦情等も受けていない状況である。

委員：それらの家電を引き渡した売り上げは市の歳入になっているのか。

事務局：そのとおりである。

委員：プロポーザル審査委員会はどのようなメンバーで構成されていたのか。

事務局：平塚市環境部の部課長で構成されていた。

委員：外部委員をプロポーザル審査委員会のメンバーに入れる必要はなかったのか。

事務局：ごみ集積場の件に関して民間の方が意見を吸い上げる機会はないと思う。そのため本事業については、ごみの収集運搬という業務委託であり、平塚市が主体的にパートナーとなっただけの事業者をプロポーザルの中で選定するという目的であったため、行政内部の委員のみの構成という判断をした。

委員：本事業は、3年間という長期間の契約であるし、市民と接する機会も多い業務であると思う。そのため、学識経験者を委員として招聘するとまではいなくても、例えば、自治会でごみの減量に取り組んでいる方などをプロポーザル審査委員会のメンバーに入れるという考えなどもあったのではないかと考える。

委員長：ほかに質問がなければ次の案件に移りたいと思います。業務担当課の方は退席して結構です。

(2)・平塚市防犯街路灯・道路照明灯LED化及び維持管理委託事業のうち**防犯街路灯**に係る契約
・平塚市防犯街路灯・道路照明灯LED化及び維持管理委託事業のうち**道路照明灯**に係る契約
抽出理由：公募型プロポーザル方式にした理由、応募事業者数、公募型プロポーザル方式での決定過程、競争性を確認するため

委員長：それでは審議案件について事務局から概要等の説明をしてください。

【業務担当課からプロポーザルの概要、業務の概要などを説明】

【契約検査課から随意契約の経過などを説明】

委員：プロポーザルの参加業者は全部で何者いたのか。また、受注業者以外もグループでの参加であったのか。

事務局：参加業者は受注業者を含め3者で、残りの2者もグループでの参加であった。

委員：後々のマネジメントコストも含めて、やはりこの事業によってLED化した方が安く上がるという計算が成り立つものなのか。

事務局：まず電気料金自体、LED化することにより定額の部分が安くなる。また、修繕料についても、これまでの蛍光灯は球切れの度に交換が必要であったが、LEDの寿命は一般的に10年間とされているため、メンテナンスフリーとまではいかないが、かなり交換によって生じる修繕料を抑えることが可能である。また、コスト以外の部分でも、当然ながら電球が切れている間はその分暗いが、LED化すればずっと明るいため、住民の方の安心感の向上が得られるという効果が大きい。

委員：契約金額は、年額か。

事務局：10年間の総額である。

委員：この契約金額は、確定か。それとも年度ごとに流動する可能性はあるのか。

事務局：契約期間中に消費税増税に伴い増額となる可能性はあるが、現在のところ確定金額である。

委員：現状の蛍光灯での管理料に比べ、LED化することによりどれぐらいのコストカットが見込める計算なのか。

事務局：試算では、電気代と修繕料の削減額を合わせて、10年間で3800万円程度のコストカットが可能となる。

委員：契約期間が10年間というのは、妥当な期間なのか。自治体の契約としてはかなり異例の長期契約だと思うが。

事務局：灯具の寿命が一般的に10年間とされているが、実際はもう少し長く使えるケースが多いこともあるので、10年間という期間も、少し余裕を持った期間とすることができる。また、万が一10年間のうちに球切れや故障等が起きた場合でも、市が修繕することはなく、すべて事業者が対応する契約内容となっている。

委員：対象となるのは、市が管理する照明だけなのか。自治会が管理しているものは対象外なのか。

事務局：平成28年度の当初に、自治会から意思表示があった防犯街路灯については市が引き取り、それらを本事業においてLED化した。

委員：受注した事業者は3社のグループとのことだが、それぞれの役割分担を伺う。

事務局：本体の事業を扱う会社、リース会社、施工会社のグループである。

委員：防犯街路灯・道路照明灯ともに変更契約が行われたようだが、どのような内容か。

事務局：施工時に、LED化しようとしていた照明灯が実際は平塚市名義のものではなかった、あったはずのものがなかったなどの理由で、細かい部分の微調整が生じ、今回の事業の中で精査した結果、防犯街路灯については減額、道路照明灯については増額となった。

委員：ということは、今回の事業によって、防犯街路灯・道路照明灯の実態が把握でき、きちんとし

たデータ管理が可能になったというメリットもあるということか。

事務局：仰るとおりである。また、危機管理課と道路管理課で同じシステムを使った管理が可能になった点も大きなメリットと言える。

委員：情報提供程度の話にはなるが、LEDの照明は熱を発しないため、大雪により灯具に雪が積もった際に解けず、真っ暗になってしまうというデメリットもある。この辺りだとそこまで雪が積もることも多くはないと思うが、万が一の事態に備え、そのような場合の対応も検討されると良いかと思う。

委員長：ほかに質問がなければ次の案件に移りたいと思います。

(3) 東部ポンプ場施設耐震化対策工事その1(土木)

抽出理由：工事抽出対象案件のうち、最も価格が高額な案件で、入札額7社同額(最低制限価格)くじ引きで落札者が決定されている入札経過の確認のため

委員長：それでは審議案件について事務局から概要等の説明をしてください。

【下水道整備課から工事の概要を説明】

【契約検査課から入札・契約の経過などを説明】

委員：平塚市における工事の格付はどのように決まっているのか、確認のため伺う。

事務局：経営事項審査の点数に、平塚市の主観点を足した数字(総合評点)で格付している。本件の入札参加条件は土木一式のAランクだが、平塚市では土木一式工事の総合評点が830点以上でAランクである。

委員：本件ほどの規模の工事で、総合評価方式を採用しなかった理由を伺う。

事務局：発注時期が年度の下半期のため、総合評価方式の対象案件にはならない。

委員：土木系の工事では、通常の入札では本件のように最低制限価格で抽選という結果が目に見えているわけであるから、何か金額以外で入札者間の差別化を図れるような仕組みにできないのかと思ってしまう。また、本件の発注が年度の下半期となった理由は何があるのか。

事務局：現場の調査や、委託の関係などに時間を有したこともあり、この時期の発注となった。

委員：総合評価方式の対象案件が、金額や発注時期である程度決まっているようだが、どちらかというとそれよりも施工内容に目を向けるべきではないだろうか。本件は、工事概要を見るとそこまで特殊な工事というわけではなく、ある程度の規模の業者であれば施工可能という考えのもと、通常の一般競争入札で執行している点に関して納得がいくが、本来は真に技術力が求められる工事こそ、総合評価方式の対象とするべきだと考える。

委員：本件は、地下部分のみの施工のようだが、建屋部分の施工はどのような形で行われるのか。

事務局：建築、電気、機械は別発注の工事である。予算自体はすべて下水道事業会計だが、施工内容により発注部署が異なる。

委員：毎度のことにはなるが、土木系の工事で抽選が多発する事態を、もう少しなんとかできないものかと感じてしまう。施工にあたり技術的な提案をさせて、それに対して点数を付けるなどということはやはり難しいのか。

事務局：総合評価方式では技術提案を求めるタイプのももあるが、すべての土木系の工事で総合評価を行えるわけではないし、通常の案件であれば、発注者側の提示した仕様に対して入札していただき、安値決定というのが原則になる。抽選は地方自治法にも明記された手法であるため、今の状況は止むを得ないと考えている。

委員長：ほかに質問がなければ次の案件に移りたいと思います。

(4) 長寿命化対策管路改築工事その10 (第34処理分区)

抽出理由：工事抽出対象案件のうち、最も落札率が高い案件で、辞退8社、入札3社の入札経過の確認のため

委員長：それでは審議案件について事務局から概要等の説明をしてください。

【下水道整備課から工事の概要を説明】

【契約検査課から入札・契約の経過などを説明】

委員：本件は、先ほどの「東部ポンプ場施設耐震化対策工事その1(土木)」とほとんど同一の入札参加条件で、かつ同日の開札であったため、入札に参加していた業者も似たような名前が並んでいることが見受けられる。開札はどちらの方が先に行われたのか。また、先に開札された案件の結果を受け、次に開札される案件の価格を操作することなどは可能なのか。

事務局：開札は、原則として案件番号が若い順に行っている。(この日の場合では、「東部ポンプ場施設耐震化対策工事その1(土木)」の方が先であった)また、電子入札は開札日の午前10時に入札書の提出を締め切り、10時30分から順次開札を行うため、委員が仰るような価格の操作を行うことは不可能である。

委員：先ほどの「東部ポンプ場施設耐震化対策工事その1(土木)」に比べてかなり辞退が多いが、どのような理由が考えられるのか。

事務局：本件の方が特殊工法となるため、下請業者が施工する部分が「東部ポンプ場施設耐震化対策工事その1(土木)」に比べてかなり多い。そのため、元請業者としてのうまみも少なくなってしまうことから、その部分において敬遠された可能性は考えられる。管更生の工事では、このような入札結果になることも多い。あとは、自社の手持ち工事の状況や、今後もっと受注をしたい工事が発注される可能性を考え、ひとまずは入札参加申請だけはしたものの、入札の段階になってやはり辞退札を入れたなどということも考えられる。

委員：建設工事において、受注者と同一の入札に参加していた者が下請業者として契約することは認められているのか。

事務局：一般競争入札においては、入札結果が出るまでは誰が入札参加しているかは分からない状態で執行されるため、問題ないこととされている。一方、指名競争入札では、そのような下請契約を認めてしまうと、談合の温床になる可能性があるということで、建設業法においては特に禁止する規定などはないが、社会通念上望ましくないこととされている。

委員長：ほかに質問がなければ次の案件に移りたいと思います。

(5) ポンプ場及び農業集落排水施設等維持管理業務委託

抽出理由：抽出対象案件のうち、最も価格が高額な案件、指名競争入札にした理由、指名競争入札の経過を確認するため

委員長：それでは審議案件について事務局から概要等の説明をしてください。

【下水道整備課から委託の概要を説明】

【契約検査課から入札の経過や、平塚市における一般競争入札と指名競争入札の取り扱いについてなどを説明】

委員：本日の抽出案件の中で、プロポーザル方式で執行した委託業務が数件あったが、本件は同じ委託業務でも指名競争入札にて執行している。プロポーザル方式と指名競争入札の使い分けについて説明を願いたい。

事務局：プロポーザル方式は、その業務内容から競争入札に適しないものに該当すると認められる場合に、総合力、技術力等を勘案し総合的に評価したい場合に用いられる手法である。一方、調達するサービスの内容や質があらかじめ仕様書等において具体的に特定されていて、受注者による大きな結果の差が生じないような業務は、入札を選択することになる。

委員：入札結果を見ると、落札した一者のみが予定価格に達しているが、その他の業者は全者が予定価格をオーバーしている状況である。この業務はおそらく毎年発注されているもので、毎年それほど業務内容が変わるものではないかと思うが、例年このような結果となっている状況なのか。また、過年度の指名業者も同じような顔ぶれで、それらがローテーションで落札しているような状況にはなっていないか。

事務局：過年度の入札結果を持ち合わせていないため、入札結果の詳細についてはこの場でお答えすることはできないが、ここ数年は(株)ウォーターエージェンシー 神奈川営業所が落札している。業務内容については、委員の仰るように毎年大きく変わるものではないが、隔年あるいは数年に一度というようなスパンで行われる点検も仕様に含まれているため、その部分でまったく同じということにはならない。指名業者については、指名業者選考要領を作成しており、競争入札参加資格者名簿の登載業者の中から、要領で定めた資格を有している者を指名している。また、競争入札参加資格者名簿は2年に1度の更新が必要なため、その中で新規参入業者や、あるいは統廃合等で名簿からいなくなる業者もいる。

委員：設計金額に対して少し指名業者数が少ないと思う。指名業者選考要領の内容を毎年変更しているかどうかは分からないが、もう少し門戸を広げ、指名業者数を増やすよう努力してはいかがか。

委員：業務を請け負ったことのある者は、他の参加業者に比べて業務の要領がつかめているものと思うが、そのあたりの事情がこの入札結果に現れているということか。

事務局：そう言ったこともあるかとは思いますが、やはり業務量としての把握や、人工等の目算も立てやすいため、他の業者に比べてそのあたりでは有利であると思う。

委員：本件は、特殊な業務内容なのか。

事務局：下水道施設のため、ポンプ等の機械設備の運転操作も業務内容に含まれており、受注するためには下水道処理施設維持管理業者の登録や各種資格が必要である。

委員長：特に質問がないようなので、議題3 その他に移りたいと思います。
業務担当課の方は退席して結構です。

議題3 その他

委員長：その他に何かありましたらお願いします。

契約検査課からの報告は下記のとおり

- ・平成30年度における、入札・契約制度の主な変更点の概要を説明
- ・次回抽出委員についての確認

委員長：それでは以上で本日の審議を終了といたします。

契約検査課長：ご意見ありがとうございました。

以上
(午後4時閉会)